

第3回ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会

平成27年3月11日

【総合政策局総務課長】 それでは、定刻になりましたので、開催をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様は本日、全員ご出席のご予定と伺っております。森先生が若干おくれられておられるようですが、定刻でございますので、始めさせていただきますと思います。本日はありがとうございます。

まず、私のほうから初めに、手元の、お手元の資料の確認をさせていただきます。机の上に配付してございます配席図、開催要領、名簿のほか、資料の1から4、参考資料の1から4というのが載っております。参考資料1として「オープンデータによるサービス展開の可能性」、資料2として「国土交通省等が保有するデータについて」、資料3として「地理院地図の取組」、資料4として「提言（案）」となっております。また、参考資料が1から4までであろうかと思えます。もし漏れている資料がございましたら、事務局のほうにお知らせいただければ幸いです。よろしいでしょうか。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。以後の議事の進行を坂村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大変申しわけございません。議事を飛ばしてしまいまして、申しわけございません。大変失礼いたしました。申しわけございません。開会に当たりまして、主宰者であります徳山技監よりご挨拶申し上げたいと思います。申しわけございません。

【技監】 本日はお忙しい中を委員の先生方には第3回の委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第1回が6月、2回目が11月ということで、活発なご意見をいただきながら、今日、取りまとめまで行きたいと、こう思っているわけでございます。

この歩行者の移動支援のプロジェクト、もう既にこの委員会の前、もう約10年ぐらい前から、坂村先生はじめ委員の皆さんにご指導いただきながら、ここまで至っております。

いよいよ、いろいろな情報技術、あるいは、世の中のニーズなどが煮詰まってきたと思います。2020年の東京オリンピック、パラリンピックももうあと5年というところまで迫っておりますし、こういう一つの契機にぜひ実現をさせたいものだというふうに思っているわけです。

当然、歩行者の移動支援、歩行は基本のモードでありますから、ここで成立することになりますと、非常にオープンなプラットフォームとして、あらゆる交通機関の情報、あるいは、観光の情報、そして、健常者も障害をお持ちの方も、日本人も外国人も、平時も非常時にも使えるというものを目指していくんだらうなど、こう思っています。

ちょうど今日は3月11日、あの東日本大震災から4年でございます、ただいまちょうど黙祷と天皇陛下のお言葉があったところまでちょうど受けて、今、私もここに参りましたですけれども、こういう日にこの委員会の取りまとめに至るというのも少しそうしたご縁かなというふうに思っております。ぜひ世の中の役に立つようなスタートを切れるような取りまとめをお願いしたいと思っております。

後ほど詳しくご説明をさせますけれども、国交省としても、私どもが所有するさまざまなデータを率先して積極的に公開していくという思いでございます。このような考え方も踏まえて、提言をお示しいただけますようお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【総合政策局総務課長】 どうもありがとうございました。

それでは、坂村委員長からご挨拶をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【坂村委員長】 どうも、坂村でございます。今、徳山技監からもお話がございましたように、進んだこのICT、情報通信技術を使って、車だけでなく、人間を中心に、歩行者が自分の力だけでいろいろなところに移動してもらうような社会をつくるというのは、少子高齢化が間違いなく来る我が国にとって非常に重要なインフラ、新たな社会基盤になると思っております。

そういうことで、ここ10年間ぐらい、いろいろな研究開発実証実験を繰り返してまいりましたが、情報通信技術の成熟とともに、これを実用化させることがいよいよ可能になってきたと思っております。

また今、徳山技監からもお話がございましたように、2020年に我が国はオリンピック、パラリンピックを迎えます。そのために国を挙げて、進んだ情報通信技術を使って世界各国から来る方々をおもてなしすることは国の方針にもなっておりますので、東京都などともいろいろに協力して、国としてもきちんとした体制をつくる必要があると思っております。

その中で、特にこの歩行者、人間を中心に、外国から来る方まで含めて、いろいろな方が自由に自分の目的地とするところに移動できるようなインフラをつくることは、外国の方だけでなく、我が国の今後を考えた上でも重要です。

特に高齢化社会を迎える我が国にとっては、高齢者、また、障害をお持ちの方に対しての適切な誘導ができるということはまさにこの目的にも最も合ったものとなると思います。この委員会の名前として障害者の方というだけではなく、ユニバーサルデザインであらゆる方をということになっていますので、その中には外国の方も入るし、また、例えば肢体不自由の方とか視覚障害の方も当然入ると思います。あらゆる方のためになるという、ユニバーサルデザインという考えに基づいてはじめて、このICTを利用しての行者移動支援が、2020年に向けての準備としても一歩進んでいるのではないかと思います。

特に今日の議題になっておりますオープンデータ、オープンデータを使ったオープンアプローチは、私も前から主張していることでありまして、そのために今、技監のほうから、積極的に国土交通省はこのオープンデータ化に対しての方策に対して推進したいという力強い言葉を伺いましたので、今日の委員会、実りのあるものになると思っております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【総合政策局総務課長】 どうもありがとうございました。

冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、森委員もお見えいただきました。5人の委員の方、全員おそろいで、ありがとうございます。これより議事を進めさせていただきたいと思います。

以後の議事の進行を坂村委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。失礼しました。

【坂村委員長】 まず、この最初の1枚目の、今日お配りした資料の第3回目の次第というところを見ていただくとわかりますように、今日の議事は大きく分けまして4つございます。

順番にこの議事どおり進めさせていただきたいと思いますが、まず最初の議題が「オープンデータによるサービス展開の可能性について」ということで、前回もオープンデータは重要だという話がいろいろ出ていたのですが、これに関して、事務局のほうでまとめてもらいましたので、まずはこの1の資料に関して、事務局から説明してもらい、その後、皆さんでディスカッションしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【総合政策局総務課政策企画官】 政策統括官付の政策企画官の植田と申します。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料1、お手元の資料1をごらんをいただきます。「オープンデータによるサービス展開の可能性」と題しております。前回、先ほど坂村委員長からもありましたように、オープンデータに関するいろいろなご説明をしましたがけれども、なかなか一般論になっていて、そのオープンデータで歩行者移動支援がどうなっていくのか、具体的な歩行者の観点から説明すべきじゃないかというふうなご指導をいただきました。今回、そういったことも踏まえて、オープンデータでどういったサービスが出てくるのかということを少し取りまとめております。

めくっていただきまして、1ページ目は、今、オープンデータと言われているものがどういう状況になっているのかということをお示ししております。国がオープンデータに取り組み始めたのが3年前の平成24年であります。「DATA.GO.JP」というカタログサイト、国のカタログサイトをつくりました。現在の状況が左下の表でございますけれども、1万3,000近くのデータが公開をされており、その4分の1ぐらい、国土交通省もデータを公開しているという状況でございます。

国の動きにならしまして、地方公共団体ですとか民間の方々もさまざまなデータの公開が始まってきております。これは地方公共団体のホームページですとか民間が開設するウェブサイトなんかを使ってやられているわけでありましてけれども、真ん中の表はそのいろんなウェブサイトの一つのLinkDataという、最も我々が知る中では多くデータが載せられているんじゃないかという民間ウェブサイトでありますけれども、その中でも1,200ぐらいのデータ、国の10分の1程度ではありますけれども、国を追いかけるようにデータが載り始めてきていると。

少し中身を分析してみますと、やはり施設の位置の情報ですとか施設の名称ですとか、そういう歩行者の移動を支援するようなデータというのが半分ぐらい入っているのかなというのが我々が確認できた範囲での今の状況でございます。

このようなデータの公開に合わせまして、そのデータを活用したさまざまなアプリケーションが、サービスが世の中に出始めているわけでありまして、これも我々、確認できた範囲でありますけれども、こういう左側にあるようなデータを使って、860、1,000弱のいろんなサービスが出てきて、その中をもう少し丁寧に見てみると、3分の1ぐらいは歩行者に対して施設の情報を提供したりですとか、経路を案内していると、そういう歩行者移動支援サービス、いわゆるそういうサービスが出始めているということでもあります。

2ページはそれをちょっと少し時系列で見ました。左側の赤いグラフ、折れ線グラフはオ

オープンデータに取り組んでいる地方公共団体の数ですが、2年前に国が始めるのと合わせまして、地方でも取り組みが始まり、今飛躍的に増加しつつある状況であります。

それに合わせまして、右側のアプリの公開数と書いておりますが、青いグラフのほうは公開されたさまざまなサービス、これも我々が確認できる時間がわかるものだけを表示しておりますけれども、左の自治体の数の増加とあわせて、右側も増加してきていると。おそらくはこの3分の1程度は、上の数字から推計しますに、そういう歩行者の移動を応援するようなものも含まれているんじゃないかというふうに思っております。

3ページ目は、じゃあ、それを、そういういろんなサービス、誰が提供しているんだろうというものを少し見てみましたけれども、左側のグラフが7割ぐらいは個人の方々がそういうデータを使っているいろんなサービスをしていますし、民間の団体、企業、あるいは、研究機関、NPO、自治体みずからがやっているものも確認されましたが、まさにデータをオープンすることによって、さまざまな主体がいろいろなものをつくり始めるんだということが確認できているのかなと思っております。

そしてまた、右側には、じゃあ、そのきっかけはどういうきっかけでそういうオープンデータを使ったアプリをつくっているかということ、やはり最初のころはハッカソンとかコンテストとか、そういうイベントをやりながらというものですけれども、今現在は半分以上はデータを出すだけでそういうアプリケーションをつくってきているというふうな状況であります。第1回の委員会で坂村委員長のほうからは、まずデータを出してみると、それを見て、あとは信じる、祈るというふうな言葉もいただきましたけれども、まさにそういうことも期待ができるのかなというふうな感じがうかがえるデータでございます。

4ページ目からは、ここまではまさにまだ一般論なんですけど、具体的に、では、各地でどのようなことが起こっているのかというのを少し現場で調査をしてみたいので、ご紹介をいたします。

まず、福井県の鯖江市でございますけれども、こちらのほう、非常にオープンデータという意味では有名な都市であります。これは国が始める前に先んじて平成23年から市役所の中にそういう組織をつくって、市民ですとか地元の学生さん、あるいは、IT企業なんかと連携しながら、オープンデータを使ったいろんな取り組みを進めてきております。

既にデータが100近くのデータを公開して、百数十のアプリケーションができています。下には簡単なアプリケーションを示しています。これは鯖江市にいる方が自分の現在位置から近くの避難所までの徒歩ルートを近い順に表示すると、そういうふうなア

アプリケーションでありまして、民間の株式会社、IT企業が開発したものであります。市役所が中心となってデータの公開等に取り組んでいる事例でございます。

同じく、5ページは横浜市でございますけれども、こちらも横浜市の内部に副市長をトップとするような組織を立ち上げて、オープンデータに取り組み始めております。こちらも鯖江と同様に、民間の方々と連携をしながら進めているわけですが、市みずからがオープンデータの推進に関する指針を策定したり、あるいは、「データカタログ」という形でウェブサイトを開示して、民間のデータも載せられるような場も提供していると。

結果として、その下にサービスを紹介しておりますけれども、これは「防災クエスト」というアプリケーションで、民間の方々の個人の集まりがつくったサービスでありますけれども、自分の所在地がハザードマップ上のどこにいて、避難所まではどう逃げればいいのかということがわかるようなサービスであります。

6ページは福島県の会津若松市であります。こちらも市役所の中にそういう組織をつかって、市役所みずから「DATA for CITIZEN」という、これもウェブサイト、オープンデータを置く場でありますけれども、そういうものを構築して、そこから先は地元の大学ですとかNPO、ベンチャー企業なんかと連携して、そういった方々がサービスを提供していくというふうな構造になっております。下の例はバス停、所在地から最寄りのバス停にアクセスするような案内をするアプリケーションが、これもCODE for AIZUという民間団体で開発をされたという事例であります。

この3つ、もちろん3つだけではありません、いろいろと調べてみましたが、1つ、このオープンデータをやる中でいろんなサービスが出ていくんですけども、そのときの市町村の役割というのが少しずつ変わってくるのではないかとというのが5ページ目——、ごめんなさい、7ページ目であります。

下にちょっと絵を描いています。歩行者移動支援サービスに限らず、さまざまな行政サービスを行うに当たって、従前のやり方というのは、市町村、行政、役所が課題・ニーズを把握して、そのために必要なデータですとか、そういったものを収集したり作成したりして、そして、サービスの提供までを市みずからが行ってきたということで、多くの役割をひとえに市が担っていて、結果としてできるサービスというのは特定のサービスでありましたので、なかなかきめ細かいところまで手が届きにくかったと。

一方、先ほどの鯖江ですとか会津若松ですとか横浜の事例を見ますと、課題・ニーズの把握はもちろん市がやるのでありますけれども、それに必要なデータというのはみんな持

ち寄ってきて、市の役割として、やっぱりそういうデータを公開して皆さんに使ってもらうところに力を注いで、その先のサービスの提供というところはいろんな人にやってもらうというふうな構造が、これは市だけで、国もこれからこうなっていくのかもしれませんが、出でてき始めていると。

結果、いろんなサービスが出てまいりますので、それらが全てが全て非常に効果的なサービスかどうかということはあると思いますが、いずれさまざまなサービスが出ることによって、いろんなニーズにも対応ができるんじゃないかというのが一つの考察であります。

8ページ目からは別の事例を少し示しております。これは群馬県の渋川です、1つ目は。ここは温泉地、伊香保温泉がある温泉地として有名なわけですが、こちら最初は障害者の方々へのバリアフリールートを提供するようなサービスだけを始めたわけでありましたが、それに加えて、やはり観光地というような場の状況から、観光情報を提供したりとか、あるいは、外国人がいるということで多言語の情報を提供したりとか、そういうふうな形で、この歩行者、特に障害者の誘導に限らず、それ以外のサービスと一体的に提供することによって利用者が増えているという事例であります。

9ページ、こちら似たような東京都の狛江でございます。狛江のほうでももともとはバリアフリールートの提供をするようなサービスでありましたけれども、いろんな地域の方の声を聞くと、それ以外にも地域情報とか生活情報をあわせて提供するという形で利用者を確保しているというふうな事例でございます。

10ページは少し海外の事例、これは前回の委員会で古屋委員のほうからもご紹介をいただきましたスペインの事例でありますけれども、スペインではそもそも観光部局、そういう情報部局とか福祉部局でなく、観光部局が観光のためのアプリを作成する中に、その中の一つに障害者向けの車椅子利用者向けのアプリですとか、経路案内のアプリケーションですとか、そういったサービスが一体的に提供されているというふうな形で、前回、古屋委員からも、場に応じて誰がどういうサービスを提供するのかということを考えるべきであるというふうなことも、こういうことから確認をしたわけであります。

こういったことから、2つ目の考察が最後のページに示しておりますけれども、先ほどの渋川とか狛江とかスペインの事例を見ますと、やはり、歩行者移動支援サービスというものの普及促進を図るためには、その歩行者移動支援サービスはもちろん提供するわけですが、それがほかのいろんな場に応じた情報提供サービスとか、そういったものと連携して一体的に提供することが非常に効果的なんではないかというふうなことを確認をしたわけで

あります。

以上がオープンデータでどういったサービスができるのか、そして、そのときにどういったことに気をつけなければならないかという考察でございます。

以上でございます。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

これはほんの一例で、今、全世界で、特に米国などはもう何十万件というオープンデータが出ていまして、全部紹介するのはちょっと大変なので、典型的な歩行者の移動に関するようなものを重点的にご紹介いただいたのですが、これに関しまして、何かご質問とかご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【森委員】 ご説明いただきまして、ありがとうございました。すごい順調に先進的な自治体の事例が進んでいると思うんですけども、何ていうんでしょうか、いろいろお話を聞いていただいたと思うんですが、彼らからのニーズといいますか要望事項みたいなものってありましたでしょうか。それをちょっと教えていただければ。

【総合政策局総務課政策企画官】 やはり、前回もご紹介したかもしれませんが、データを集めるのが非常に大変なので、そういうデータというのをどこかに行けばわかるようにしてもらえると、非常にありがたいんだと。それはデータの管理、更新も含めてなんですけど、そういった声がありましたのと。

やはり、先ほど、最後のほうで紹介しましたけれども、歩行者移動支援サービスだけやるとなると、なかなかモチベーション自体も役所の中でも高まらないので、市全体の取り組みとしていくようなことを方針として示していただきたいという話でありますとか、あるいは、データにしても、インフラにしても、単独のもので、先ほどの話と関連します、単独に使うのではなくて、いろんな用途に使えるようなことにも気を配っていかなくちゃいけないとか、そういうふうな声が市役所の方々を中心にありました。

【坂村委員長】 ディベロッパーズサイトという、データがどういうふうに公開されていて、それをどういうふうに使ったらいいのかというその典型的な使い方みたいなのをあわせた、開発者向けのウェブサイトを、市町村とか国とかデータ提供者側が用意するのが普通なんですね。

我が国の政府も全然何もやってないわけじゃなくて、「DATA.GO.JP」というのがあります。そこにはディベロッパーズサイトがちゃんとあって、日本のいろいろな省庁も今、積極的にオープンデータ化しようというようなことで、内閣府を中心として、いろいろと展

開しようとしていて、そういうことに対して公開の仕方は標準化していこうというような話が出ています。

大事なところは、最初の話にもありましたように、データは公開するけどサービスはみんながやっつてねというようになっているところです。これが今までの行政モデルと全く違って、今までの行政というのはサービスまで提供するのが行政でした。オープンデータでは全てのサービスを行政は提供しない——そのベースになるデータは行政が提供するから、サービスはみんなで作ろうというというモデルです。情報の世界では、そういうオープンにしてみんなでというようにしていくというのが一つの流れですね。

このほかにも、さっき言いましたように、たくさんの成功例が出ているので、やっぱりこの方向は間違っていないのではないかということで、G8でも一昨年チャーターになっているので毎回各国の進捗が確認がされていて、どのぐらいオープンデータが増えているかということが——我が国ですと総理ですけども、ご出席なさるところで確認されているということになっていますね。

何かほかにございますか。どうぞ、どうぞ。

【古屋委員】 ご説明ありがとうございました。

7ページに関しまして、質問といたしますか、ちょっと確認をさせていただければと思うんですけども。7ページのほうは、基本、これ、データを公開していくという一連の過程が従前と今後というものを比較しているという、そういうことで理解できると思うんですけども、ちょっとオープンデータから一歩先で、じゃあ、実際に何をつくっていくのかという話になってきてしまうのかもしれませんが、ちょっと事例としてつくばの例をご紹介したいと思うんですけども、つくばは「つくばスタイル」といって、環境に優しい都市を出していこうという形で、いろんな取り組みをしていると思うんですが、その中では市の持っているオープンデータとか、それから、ビッグデータみたいなものをうまく使えないかということで、そのつくば市が問題意識を持っていた。

その中で、自分たちの持っているデータだけでは十分じゃないですし、いろんな企業さんとか、持っている方が一堂に会して、つくば市、今後どうしていったらいいのかとか、現状のモニタリングをどうしたらいいのかという、そういう協議会を開いたというような形なんです。

その中で、国総研さんと、それから、筑波大の人が入って、単にオープンにできないデータがあるけれども、お互いそのウイン・ウインの関係になるのであれば、こういう工夫をし

てデータを出していきましょうという形で、そこに仲介者が入ることによって、何ていうんでしょうか、今までの限界をさらに超えていける、より使えるようになったという、そんなような事例があるというふうにならば、伺いました。

したがって、こちらの中にはそのデータの収集というところで市町村と行政、黄色と白のところにありますが、そのほかにここに仲介者が入ることによってさらにデータが収集できたり、データの公開の先を見据えたさらに効果的な収集、活用というものができるといえないかなというふうにならば、例えばここに外部のコメントを入れるという、そういう手順がないかどうかということが1つです。

それから、2つ目は、同じところで、サービスの提供が一番最後になってしまっていますが、サービスを提供して、さらにそのプラン・ドゥー・チェック・アクションじゃないですけど、それを再評価するというふうな過程がどこかしら入ったら、さらに効果的じゃないかなというふうにならば、伺いました。

ちょっとすみません、オープンデータとは逸脱したのかもしれませんが、以上です。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

当然ですけど、最初は国がデータをオープンするのですが、公共性の高い民間もそれに続く。しかし、オープンデータ化するのは難しいので仲介者が入るといふような、そういうご紹介をいただきました。

何かほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、また後でご意見があったら、委員の方からご意見いただくとしまして、いよいよ2番目の議題ですが、国土交通省は一体どういうデータを持っているのかと。

これは私のほうからも、今日、調べて出すべきだというようなことを特に事務局に注文をつけておきましたので、まずはほかの省庁に先駆けて、国土交通省がやらないとだめだという話を前回もいろいろ言わせていただいたのですけれど、じゃあ、それに対してどうなったかというので調査が事務局のほうで上がってきましたので、国土交通省が保有するデータについて、まずちょっとご説明いただきまして、また議論させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【総合政策局総務課政策企画官】 それでは、資料2「国土交通省等が保有するデータについて」に基づきまして、ご説明をいたします。

先ほど、委員長のご指摘のとおり、前回の委員会で、前回の委員会で、ごめんなさい、1

ページにありますけれども、さまざまな施設に関するデータですとか移動に関するデータですとか災害の情報ですとか、いろんなサービスをやるに当たって、移動の観点から必要となるデータ、こんなものがありますよねというご紹介をさせていただきましたけれども、それにつきまして、先ほど、坂村委員長からお話しされましたし、それらについて国が持っている、国土交通省が持っている情報もたくさんあるんだろうから、まずそれを出して、その上で、県、市町村、民間の方々にもお願いをするという手順でやるのではないかというご指摘、ご指導をいただきましたので、私どもでこのここに掲げていますそれぞれのデータ、どれだけのものを持っているのかということをも確認、調査をいたしました。

施設のデータ、移動のデータ、その他のデータ、それぞれについてご説明をします。

まずは、施設に関するデータでございますが、3ページからごらんください。施設、いわゆる箱物のようなものですけれども、私どもは前回の委員会で56ぐらいの施設の情報というのが大事じゃないかという提案をしました。内訳を見てみますと、やっぱり行政が持っているものが半分強、残りを鉄道事業者さんとかという公益的な団体と全くの民間のホテル、百貨店、コンビニみたいな方がいらっしゃるわけでありまして、行政の持っている情報もさらに細かく見ますと、やはり市町村が持っている身近な生活サービスを送るための施設は市町村が持っているものが多いのでありますけれども、まずは国からということで、国はじゃあ、何を持っているんだというのを調べてみたのが4ページ目であります。

国のほうでは、国土交通省の官庁営繕部のほうで国が管理している、国交省に限らず、財務省ですとか厚労省ですとか、いろんな役所が管理している出先機関も含めた官庁施設、税務署ですとかハローワークですとか、そういう一般の方々がお越しになるような施設、そういった施設のバリアフリーの状況を下に表で書いていますけれども、基本情報として施設の位置ですとか名前、そして、そこはどういうふうなバリアフリーの状態になっていますか、出入口の状態、階段、廊下の状態とかトイレはどうなっていますか、駐車場はどうなっていますかと。

こういったことを、世の中に1,300ぐらいそういう国の管理する施設があるわけですが、その情報を5年ごとに、5年ごとよりは5つに分けて、つまり250ずつぐらいで毎年毎年調べて更新をしていく調査をしているものがありまして、こういったデータは既に国土交通省のほうでエクセル形式で所有をしているという状況でございます。

じゃあ、このデータというのはどれぐらい役に立つんだろうというのを5ページ目に少し、前回この大きな青いやつが、前回、私どもがこういうデータがあったらいいと思います

というのをいろいろヒアリングをしたり基準を調べたりして示しましたけども、その中身を見ますと、基準できっちりこうやるべきだとなっているものと、それから、推奨されているオレンジのような部分、具体的には休憩場所があったほうがいいねとかいうもの。

さらに青いところというのは実際、民間でサービスをしているものですか、あるいは、ニーズを聞いてみたらこんなものというふうなので、あればいいかなという、これでサービス水準がもっと上がっていくというふうなものでありますけれども、今、官庁営繕部のほうで調べているデータですと、この赤い部分、基準で規定されている部分については少なくとも今すぐにどこにどうなっているかというのは国の施設としてわかるという状況であります。

もちろん個々の施設は国土交通省ではなくて各省庁が管理しておりますので、これを公開するとすると、そういった方々の調整もありますが、今のところ、それぞれの省庁に聞いている範囲においては、皆さん、こういう政策目的で公開することについては前向きな回答をいただいておりますので、引き続きこういったものは公開をしていきたいというふうに思っております。これは官庁施設であります。

先ほども出ました国の施設以外でも行政が持つ施設で市町村が大変たくさん持っているとご紹介しました。国が提供、公開をした上で、市町村にもお願いをしていこうと見たときにどうなるかというのが6ページ目からであります。

まだ市町村は悉皆調査をするような状態でもないと思いましたので、少しモデル的に3市ぐらいの地方で、いわゆる地方都市の状況を確認してみました。国と同様に、その6ページの下にありますけれども、主要な施設、市役所ですか公民館ですか図書館ですか市が管理する施設の名前とか位置ですか、あるいは、バリアフリーの情報、ここに書いているもの、そういったものを各市でどういうふうな保有状況になっていますかとお伺いしたのが6ページでありまして、その結果が7ページに示しております。

A市、B市、C市、それぞれ2段書きになっています。上が持っているか、持ってないかと、下はそれを公開できますか、できませんかということであります。表の左右、あります。左が基本情報、名称ですか位置ですか連絡先を管理しておりますかと、右はそのバリアフリーの状況を管理していますかという表になっております。

まず、保有状況を見ますと、基本情報、バリアフリーとともにこれ、茶色い色を示していますが、これ、一部データがそろっている、全部はそろっていないのが茶色でありますけれども、市町村に聞きますと、やはり市町村が管理する施設の状況は基本的には皆さん、持って

いるんですけれども、なかなかこの位置情報を緯度経度として管理していますかと聞くと、緯度経度では管理していません、住所でしか持っていませんというのが大半でありましたのでほとんどが青で、中には青になっています、全部持っているというのは緯度経度も持っていますというのを見受けられました、基本は、基本情報は緯度経度はないけれども、それ以外のものは持っている。緑になっている持ってませんというのは、これ、A市の場合はトイレ、トイレの情報はつくっているけどしっかり管理はできてないのかなというふうな声がありましたのと、下のC市はいろいろ市が持っていると思って聞いたものが、たまたま市の管理でなかったとかという、病院とか公民館を民間に委ねているというふうなのがあったという意味です。

民間のバリアフリーの情報につきましても、これも全部はありませんけど、先ほど6ページで示した項目全部のものを持っているわけじゃありませんけども、かなりのものは持っていますよという茶色いもの多くて、それぞれ持っている情報は公開、既に行っている、もしくは、公開することは可能でありますというふうな状況でありました。

3市の情報でありますので、これをもって市町村が持つ情報についての傾向を示すわけではありませんが、これを見たところ、当然ながら、市が管理する施設の情報というのは市は持っていて、それを公開することについてもそんなに抵抗はなく対応はできる可能性があるということで、まずは国が提供して、それにならって市にもお願いしていくことでいろいろな情報が出てくる可能性はあるんじゃないかというのが7ページであります。

8ページは、今度は公益的な団体が管理する施設、つまり、鉄道事業者の駅ですとか、あるいは、航空会社の空港ですとか、そういう公共的な空間の情報でありますけれども、これにつきましては、国土交通省で、箱の中に書いてありますけれども、高齢者と障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法という法律に基づきまして、各交通事業者が毎年1回、国土交通省に対して、この下の表にありますような基本情報、バリアフリー情報を報告するという義務を課せられておりますので、これは法令に基づきまして、国土交通省にはこういった情報が集まることになっております。

具体的には下の箱に書きましたが、全国で1万強の施設、鉄道駅が大半、9,500ぐらいですけども、そのほか、バスターミナルですとか旅客船ターミナルの施設の情報が国土交通省に集まるような仕掛けになっております。

これらの情報も、先ほどの観光庁と同じで、そもそもの所有者は鉄道会社であったり、さまざまな方々でありますから、最終的にはそういった方々に了解をとってということにな

りますが、これも私どもが今お伺いしている範囲では、基本的には国土交通省に提供している情報というのは世の中に提供することも可能ではないかというふうなご回答をいただいていることでもありますので、またこれも公開する方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

9ページはこの先ほど言った鉄道事業者等のこの法律に基づいた報告を受ける情報がどのぐらいの情報かという、先ほどの赤、オレンジ、青と同じように見ますと、やはり法律等で決まっているものはほとんどがこの調査の中でも把握ができそうだということでもあります。さらにオレンジ、青となってくると、これはちょっと個別にやる必要があるかもしれませんが、それはまた後ほどご説明をいたします。

10ページ目はこれもバリアフリー法に基づく制度の中で私どもが把握できている情報でありますけれども、認定特定建築物という仕組みがバリアフリー法の中にありまして、これは民間の建築、民間だけでなくもいいんです、公的な建築物でも結構で、建築物について法律で決められているバリアフリーの基準、この下にあります出入口の幅ですとか廊下の幅ですとか手すりや傾斜路にあるかないかですとか、さらには右に書いてありますけれども、トイレだとか駐車場とか、そういったものがバリアフリー化しているかどうか、そういう基準を満たしている建築物については、建築主の申請に基づいて、国——、ごめんなさい、建築主事が、都道府県知事等の建築主事が、これは認定特定建築物です、バリアフリー化されていますというふうに認定する仕組みがあります。

そういった建築物が今全国で、左下の表にありますけれども、百貨店、マーケット、病院、老人ホーム、集会所等、5,000弱、4,770の施設があつて、その施設についても国のほうでその名称ですとか用途ですとか場所ですとか、そういったものを今エクセルファイルで管理している情報であると。

これについては個々の施設管理者にご確認はとっておりませんが、基本的には申請してくるような建物でありますから、公開することについても前向きに対応いただけるのではないかというふうに考えております。

ここまでは既にある情報であります。

それから、11ページからは、ないんだけど、先ほど言いました、さらに欲しいというときに、前回、それぞれの施設管理者などにオープンデータにしてもらえませんか、またこれも一般論でお伺いした結果、委員長はじめ委員の皆様から、もう少し政策目的を言うなり、あるいは、施設管理者の事情に配慮したような条件をきちんと丁寧に入れれば、出してくれ

るのではないかというご指摘がありましたので、利用目的ですとか利用方法なり、幾つかの制限をします。

そのとき、前回、森先生のほうからも、ただライセンスというのは基本的にはシンプルじゃないと、複雑にばらばらということでご意見もありましたので、ひな形としてこういうものはどうであろうかというものをつくりまして、これについて、先回の調査では提供できないと言った方々に改めて、12ページの表にありますけれども、いろんな方々に、こういうことをご提供いかがということであれば、それはそれで協力しますよというふうなことも言っています。

こういったデータをオープンデータと呼ぶかどうかは別にいたしましても、やはりこういう歩行者移動支援という目的で利用するということに対して、協力的にやっていただけるのではないかという案であります。

そのときに、あわせて、12ページの下に書いていますけど、これも前回、森委員のほうからアドバイスをいただきましたけど、やはり企業の皆様も、こういう情報を出すに当たって、それがやはり社会貢献活動としてやっているということの評価なり検証してもらうような仕組みがあると、我々としても参画しやすいというふうなご意見もありましたので、13ページに示しております。

ほかのいろんな認証するような仕組みというのが、一番上のやつは先ほどの認定特定建築物のマークでありますけれども、ありますので、こういうオープンデータ、バリアフリーのオープンデータに取り組んでいるような企業・団体等に対して評価するような仕掛けというのも少し検討していくと、今後よりデータが出やすくなる環境が整うのではないかというふうに思っております。

【坂村委員長】 ちょっここで区切りますか。これ、3つ、違う施設ですよ。

【総合政策局総務課政策企画官】 はい、すいません。では、ここまでが施設に関する情報であります。

【坂村委員長】 前回、もうちょっと緻密にやってくれという要求が出て、今回は緻密にやってくれたと思います。また、これを見ていると、ちゃんと趣旨を言えば、みんな出してもいいのではないかということですね。たまたま最後の12ページにあって嫌だと言っているところは、このNPO法人がこのデータを売っているということらしいんですね。これ、トイレ情報ですよ。

【総合政策局総務課政策企画官】 はい。

【坂村委員長】 売っているので、オープンするのは嫌だと言うのは自由ですけど、ここが別に出してくれなくても、ちゃんとバリアフリー法により出てきているものを公開することは、ここは関係なくできます。その意味では、このリストを見ると、もうほとんどのところが出してもいいと言っているのと、国に情報が集まっているので、これをうまく出すだけでもかなり違うなど。例えば障害者トイレがどこにあるのかとか、どうなっているのかという情報はもう全部集まっているわけだから、一刻も早くこれを出したほうがいいと私は思いますけれども。

先ほどから、技監もはじめとして、出す意思はあるということをおっしゃっているので、これは前進するかというふうに思います。では、意見を伺いたいと思いますけど、委員の方、どうでしょうか。これに対してご意見、どうぞ。

【竹中委員】 意見というより、ちょっと感想等々ですけど、最初に植野さん、言われたように、今日、3.11の日にこういう会議が開かれたのは非常に意義深いかなと思いつながら、いろいろお話を聞いていまして、オープンデータのことって、この会に参加するまで、実はあんまりよく知ってなかったんですけど、とても勉強になりました、いかにオープンデータ化が重要かなということを改めて認識する中で、これだけの情報が国からも、特に国交省が率先して出され、また、民間もそれなりのきちっとしたテーマ性と、それから、企業を損なわないというか、それがあれば、ちゃんと出してくださいということで、大変心強いなというふうに思いつながら拝見しましたので、ぜひオリンピック、パラリンピックには世界で最も歩行者移動に温かい、優しい日本ということになり得るように進めていければいいかなと思いました。

以上です。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【田中委員】 水害対策ということで、今、渋谷地下街の関連企業が集まって協議会をつくっております。もともとの出発点は渋谷の地下に通ずる入り口が幾つあるか、誰も知らない。

何を申し上げたいかという、完璧を期すと、実はこういうのって整備できなくて、やっぱり国がある程度ぼんと出していただく。そうすると、漏れが目立ってきます。それがどんどん追加されていくというそのベースをつくる上で、私はその完璧とか、いろいろと問題はあったとしても、やっぱり出していただくという姿勢をつくるのがすごく全体の

基盤にアップするんじゃないかと思うので、ぜひ進めていただきたいというふうに思いました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。全く私も同感ですが、これ、やっぱりできるだけ早くやっていただきたいですね。2020なんか待てない。2020年までといたら、ずいぶん先の話になってしまいます。多分、竹中さんが言ったのもできるだけ早くということが含まれていたと思います。

それから、もう一つ、今、田中先生がおっしゃったのは重要だと思うのですが、これも私、前回から何回も言っていますが、国が出さないでほかの人に出せはないだろうと。やっぱり先行事例としてこれを出せば、完璧じゃなくても、ほかの人にもこれに追従して出そうということになるので、少なくともさっきの渋谷の地下街に関しても、国が少なくともわかっているデータを出した上で、これを完璧にしたいから、ほかの人たちも協力してくれと言えば、民間のビルで入り口があるところが、じゃあ、出そうとなるとか。

今の話は施設に関してでしたが、この施設のところがわかっただけでも、バリアフリートイレがどこにあるのかとか、みんなわかるわけですね。それから、あと、スロープがあるところはどこかというのは、少なくとも国はみんな持っていて、民間でも持っているところとか、バリアフリー法のマークついているところはもうみんな出してもいいということになっただけでもかなり———というか、このマークがついてないところというのはないので、これでほぼ網羅できますね。

順番としては、国、それから、地方自治体がそれに追従してすぐ、それから、民間と、こういう順番だとも思うのですが、これでどんどん先に進むといいと思いました。

それでは、その次の2番目として、移動に関するデータに関してもご説明いただきたいと思います。

【総合政策局総務課政策企画官】 はい。それでは、続きまして、移動に関するデータということで、15ページ以降になりますが、移動に関するデータは1つは公共交通等のデータ、それと、もう一つは道路とか通路に関するデータと、それぞれございますが、まずは15ページからは公共交通に関するデータであります。

日本の場合、公共交通というのはほぼ民営化されておりますので、データ自体は民間の方々が持っているものがほとんどであります。これらにつきましては、私どもが検討する以前から、公共交通オープンデータ研究会という形で坂村先生が会長になっておられますけれども、その場で首都圏であります、これはフィールドは首都圏で今のところはありますけ

れども、首都圏の鉄道事業者ですとか航空会社ですとかIT企業なんかが参画して、公共交通機関の運行情報ですとか施設の情報、こういったものをどんどん、どんどんオープン化しようというふうな取り組みが今まさに議論として進んでおります。

先般、昨年末にはメトロが100周年記念とあわせて、メトロの持っている情報を大きくオープン化して、ここに書いておりますような列車の位置ですとか遅延情報ですとか施設の情報をオープン化したところ、2カ月間で281件のアプリケーションの応募があつて、先般、下にありますようなアプリケーションの表彰がなされたところでありますし、また、16ページには、これはそれに先立つ半年ほど前ですけれども、これは首都圏のJR、メトロをはじめ、私鉄各社がそろって情報を公開して、期間限定ではありますけれども公開をして、その結果としてさまざまなアプリケーションが出てきた事例であります。

こういう公共交通に関する情報につきましては、この研究会での取り組みなんかと連携を図りながら、これをまたオープンな場に取り込んでいくというふうなことを進めていくことが効果的ではないのかというふうに考えております。

一方で、17ページからは、今度、道路・通路に関する情報でありますけれども、これにつきましては私どものほうで以前、歩行空間ネットワークデータというものを提案しております。この概念図にありますように、歩道の上にノードとリンクを張りまして、それぞれのリンクに、右の黄色い四角に囲っていますような幅員ですとか段差ですとか路面の状況ですとか、いろんな情報を入れて、そして、それを使って経路案内をしたらいいのではないかというふうな思想で提案がされているわけでありますけれども、17ページの下の方にあります、現在の整備状況を申しますと、三大都市圏、東京、大阪、名古屋の一部の地区、それから、私たちが試行的にやりました全国14の地区で整備が行われていますけれども、なかなかそれ以外の地区での整備が進んでないような状況であります。

その原因として、私ども、1つはやはり、真ん中の丸にありますけれども、実際これ、つくるとなると、幅員とか段差を現地で測量をしてデータをとるというふうな思想になっておりますので、なかなか、キロ当たり10万とか20万というコストがかかって、現地で今実際14地区でつくったところも、一番多いところだと、奈良県の明日香村では50キロ、つまりこれだけで500万から1,000万ぐらいのお金がかかったりとかしていると。その上に、さらにその上にメンテナンスにも5万円ぐらいのものがかかっていると、なかなか市町村等に見てみると、簡単に整備ができないというふうな状況。

一方で、宇治地区、京都府宇治地区のようにちょっと4キロ程度の整備しかしてないところ

ろ、こういうところもあるんですけど、これはまた後ほどご説明しますけれども、やはり平均しても十五、六キロぐらいの延長の整備をするとなると、それなりの負担もあるということで、これをこのまま広めていくとなるとなかなか広まらないんじゃないかということで、18ページ以降、少しこれに対して今後どう取り組むべきかというご提案をしております。

1つは、先ほど言いましたいろんなデータを集めているんですけども、実際使われているデータというのが、この18ページの表で見ますと、14地区と呼んでいます、14の地区でつくったところを見てみますと、実際、この項目全部、19、20項目ぐらいを調べることになって、全部調べているデータというのはこの赤で囲っています経路がエレベーター、エスカレーター、階段、スロープはあるかどうかという情報と、幅員と縦断勾配と路面の状況、これは舗装されているかどうかと、アスファルト、コンクリートということでありましてけれども、そういう情報と、あと、段差と、このぐらいの情報は全ての地区でとっていますけど、その他の地区はそれぞれのサービスに応じて、とっているもの、とっていないもの、非常にばらつきもあります。

そういった意味では、今、思想は全部整備しましょうという思想になっていますけれども、必要なデータ項目というのももう少し、サービス水準に応じて見きわめていく必要があるんじゃないかとも思っていますし。

19ページは対象とする道路であります。これは先ほどの奈良県明日香村、五十数キロつくったようなところは、幹線道路から細街路まで、人が歩きそうな道は全て測量をしておりますけれども、必ずしもそれだけ全部やる必要もなく、例えばバリアフリー法の中で市町村が基本構想をつくって重点整備地区というものを定めて、その中で特にバリアフリーをすべき生活関連経路というふうなものを定めるようなスキームがありますので、そういう発想で、特にバリアフリー化が必要な経路を定めて、そこだけをつくるというふうなやり方もあるのかもしれないと思っています。

先ほど紹介した京都の宇治地区が4キロでよかったのはなぜかといいますと、20ページをごらんいただくと、京都府宇治市ではまさにその市町村、市役所、宇治市役所がバリアフリーの基本構想を定めて、重点整備地区というのはこの黒の点々の外枠ですけど、こういった地区を重点的にバリアフリー化をしようと、その中に生活関連経路というこの青い経路がございまして、こういう青い経路は駅とか神社とか庁舎とか、そこと結ぶ経路は優先的にバリアフリー化をしようということを市がまず決めて、その上で特にやるべきところを赤いところでやっているのです、奈良県のような50キロにならずに、4キロ程度で済んでいる

ということでもありますので、やはり対象道路というのもしっかりと見きわめる必要があるのかなということでもあります。

21ページは整備の方法であります。先ほど、各地で現場で測量をしているというお話でありましたけれども、例えば道路台帳なんかを開きますと、段差まではわかりませんが、歩道の幅員ですとか中心線の縦断勾配ぐらいのことはわかりますので、そういったものを利活用する方法もあるかもしれませんし、あるいは、さらに段差とかそういうことになると、今はなかなかございませんが、各地の実際の取り組みを見ますと、NPO法人に依頼をしたりして、一緒になって調べてみたりとか、あるいは、C市、一番下のC市はこれ、先ほどの宇治地区と同じですけども、先にルートを決めちゃって、そこだけ段差を調べると、そういうふうなこともやっておりますので、こういうことも踏まえて、整備手法なんかも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思っています。

道路・通路に関する情報については、今、なかなか整備が進まない中で、調べる項目ですとか調べる対象の道路ですとか調べる方法ですとか、もう少し工夫の余地があるのではないか、それを検討すべきではないかというのがここまでの結論でございます。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

ここ、2つありますが、1つは公共交通網に関しては、先ほどご紹介いただきましたように、私が会長をやっている公共交通オープンデータ研究会。何でそういう組織があるかといいますと、今のご説明にもありましたように、今、国鉄というのがなくなってしまって、民間会社が、鉄道から飛行機からバスからタクシーからみんなやっているわけで、そういう方の協力を最初から得なければならないということがわかっているの、集まっていたら、オープンデータ化をお願いしたいと、そういうことをやっています。それで、基本的には賛同いただいて、また、どういう形で出すか、どうせ出すのなら標準化して出そうということになって進んでおります。

それで、メトロをはじめとして、オープンにしたらどういう効果が出るのかということを試そうということで、オープンデータコンテストをやるとか、いろいろなことが行われているわけです。

これに対しては国は応援してもらおうしかなくて、やったほうがいいと言われてもらえると進みます。当然、国土交通省はオブザーバーで入っていただいています。

問題はこの2番目の道路のほうで、これに関しては、もうちょっと考察と精査したほうが良いという話になっています。新しくつくる道路だったら、例えば設計図というのがあるわ

けだから、道路設計図データがあるわけですから、そこからとれないかというようなことをまずこちらも思って、ちょっと伺ったところ、もちろん新しいのはそういうことは可能だけでも、古いのはデータがないとかいう話があるようですね。

今日、これ、伺いたいのですが、どうですかね、道路のデータは。これ、道路局の方に聞いたほうがいいですか。

【道路局】 道路局でございますけれども。今、先生がおっしゃったとおりのところが多々あるのかなと思います。国が管理している国道の部分はある程度ある部分もあるかと思っておりますけれども、特に地方自治体、特に市町村とか、そういったレベルになりますと、過去の、何ていうんでしょうか、工事の発注をして施工をしたときの図面がちゃんと残ってないような自治体も結構あるのではないかとこのように推察をいたします。

【坂村委員長】 国が作った道路だったら、出せるのですか。

【道路局】 例えば道路台帳というのは国が管理している道路についてはPDF的なものとしてちゃんと整備はできておりますが、例えば歩道の幅員であるとか、あるいは、例えばどこに横断歩道橋があるとか、段差とか、そういった情報はまだ整備されていないと思っております。

【坂村委員長】 あと、18ページ。ちょっと18ページを見ているとわかるように、赤囲みのところは特に重要というデータですよ。例えば勾配。車椅子の方が自力でもってその坂を上れるかどうかというのは勾配でわかるわけですよ。

【道路局】 はい。

【坂村委員長】 道路は実際は3次元になっているから、要するに、横勾配も必要で、縦勾配と横勾配と両方必要とか、ほんとは手すりなんかでもあったほうがいいだろうし、階段だって何段あるとかかわかったほうがほんとはいいんですね。

ただ、ちょっと先ほど出たように、道路は複雑で、国道だけじゃない。国はやるぞと言ってもほかがどうかということもあります。ただ、実際の国民の目から見た場合に、道路はシームレスにつながっていますから、ほとんどの人が国道なんだか市道なんだか県道なんだかという区別しているかどうかということもよくわからない。

やっぱりこれも同じように、率先して国が、必要なものだけはできるだけ出そうという気持ちになってもらえれば、ほかもやるのではないかとこのように思います。いかがですか。

【道路局】 おっしゃるとおりだと思います。私どもでお出しできるものについては積極

的にお出しをしていきたいというふうに思っております。

【坂村委員長】 ありがとうございます。じゃあ、どうやって出すかとかをもうちょっと検討していただいて、出していただけると。

【道路局】 そうですね、はい。

【坂村委員長】 委員の方、どうでしょうか、これに関して何か。どうぞ。。

【森委員】 すみません、先ほどの田中先生のご意見と全く同じなんですけど、あるものを出していただければ、もう全然、抜け抜けでもいいと思いますし、そうされておけば、今後やったときには必ず出しましょうねということがルール化されるかと思います。それで、新しいやつだけ、工事する都度、出していかれるということで、そのかわり、それは必ず出すみたいなことでいいのかなというふうに思います。

【坂村委員長】 田中先生、どうぞ。

【田中委員】 今度は災害の立場から。道路ってすごくたくさんありますし、管理の状況も随分違うというところがあるので、なかなか一遍にいかないと思うんですが、そういう意味で優先というのはとても大事な発想なんだと思います。

ただ、日常と災害時というのは必ずデュアルでやらない限りだめだという原則があることは事実ですが、必ずしも日常の利活用がそのまま災害時に利活用の前提になるという保証がないので、例えば避難路とか避難場所が変わってしまったりしますので、そこは幾分ご配慮をいただければというふうに思います。それをお願いをした上で、目的はここなんだけれども、今はこれだけですよというマイルストーンというんですかね、それを書いていたければ、その日常の優先順位からスタートしていってもよいような気がいたします。

まさに先ほど古屋先生がおっしゃっていましたが、プラン・ドゥー・シーという形が重要だと思います。最初から完璧を目指すと思いません。今回こういうのが要るんだけど、今これだけ出せますとか、ここだけ出せますという形でどんどん進めていっていただくのが、災害にもいづれ役に立つんじゃないかという気がいたしました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。とにかく基本的方針としては絶対という考えはやめてくださいということです。とにかく今どういうデータがあるのか、いつのデータなのか、いつ発表したのか、そういうデータの背景さえ一緒に出してもらえれば、あとは判断する側の責任とするということです。今日何回も委員の方から出ているように、絶対正しくないといけないとか言い出したら、もうデータが出なくなってしまう。絶対と言った途端に思考停止してしまって出せないとなる。ですから、絶対記さなきゃいけないとか、現状と

の違いがあったらいけないとか言い出したら、もう「じゃあ出すのはやめよう」となる。正しいかの検査をすれば10年かかるとか、平気でそういうことになって、そのうちにまた現状が変わって、永久に出ないとなってしまう。だから、その段階で出せるものを出してほしい。

当然ですけど、人間がこんな大量に出てきたデータを見れるわけないので、コンピュータで処理できるような形でもらえれば、データの読み方が難しいだろうとか難しくないだろうとか、わかりがいいとかわかりが悪いとかないですから、気にしないでいい。ちゃんとどうなっているのかだしていただければ、あとはコンピュータが読み解いてくれる。

そうでないと、わかりやすい形になどと言っても、紙で人間が見るのではないから、読み解くのが面倒でもかまわない。わかりやすい形に書きなおしてと言ったら、また出ないですよ。これ、どの形式が見やすいかなんて言っているうちに、時間がたってしまう。ですから、ほんとは標準化されているほうがいいけど、そうじゃなくても、コンピュータだから、何かとにかく無いよりは出してほしいということです。もう皆さん、おっしゃっていますけど、そういうことを。

それと、災害時に当たっても、平常時のやつがないと、まずとにかく基準にならないから、災害のことを考えるにおいても、今はどうなっているんだというのは出せるだけ出してもらいたいと、そういうことになります。

ほかにございますか。ご意見、よろしいですか。

では、最後に行きますか。その他のデータ。

【総合政策局総務課政策企画官】 最後にその他のデータというふうな形で、3つほどさらに国が有している情報で提供できるものがあるんじゃないかというご紹介をさせていただきます。

1つは、23ページからでありますけれども、ハザードマップに関する情報でございます。国というよりも、市町村が、多くの全国の市町村が今ここに棒グラフで示すいろんなハザードマップ、洪水ハザードマップですとか土砂災害のハザードマップですとか、いろんなハザードマップを作成し、既に公表が進んでおります。

このハザードマップを作成する過程において、収集、整備する情報というのはいろいろな情報が含まれておりまして、24ページにはその一例を示しております。例えば地震ハザードマップをつくるに当たりましては、これ、一般的な手法であります、土地分類基本調査図から始まりまして、ボーリングデータですとか建物データですとか街路交通調査のデー

タまでも収集して地震ハザードマップをつくるような例もあるようでありまして、洪水ハザードマップをつくりますと、浸水深とか浸水想定区域はもちろんのこと、避難所ですとか土砂災害警戒区域ですとか、そういった情報もあわせて収集がされているわけでありまして。

こういったハザードマップの地図だけではなくて、それをつくるために収集した情報も公開をしていったらどうかという考え方でありますけれども、実際、25ページに、こちらは水局と地理院さんが内閣府と連携して、昨年、和歌山県の海南市のほうで、海南市が持っているハザードマップを作成するために収集、整備したこの一覧表にありますような情報を全てオープン化して、防災アプリを募るようなコンテストをやりました。結果として、26ページにありますように、さまざまな民間会社や個人、民間団体等からアプリケーションが提案をされたわけでありまして。

そういった意味では、今、せっかく全国の市町村がハザードマップを作成しているわけありますから、そういった情報を、これもまた同様にオープンにしていくという取り組みも必要ではないか。これにつきましてはもう既に地理院さんと水局さんのほうで相談しながら、そういう方向で検討が進んでいるというふうに伺っております。

27ページはこれは国土交通省国土政策局のほうで管理をしています国土数値情報という国土計画をつくるに当たって必要となるような基本的な情報、これも既にホームページ上で提供、公開が始まっておりますけれども、その施設情報等につきましても、この表にありますように、いろいろな情報が入っております。

この情報自体は少し位置精度が粗かったりとか、そもそものデータの出典が民間のものでありますので、そちらとの調整が必要なものともありますけれども、これらのデータについても、可能な限り、先ほどのお話じゃないですけど、出せるものから出していくという方向で今後進めていきたいというふうに思っております。

28ページは、先ほど来ご紹介しているバリアフリー法の再掲になりますけれども、バリアフリー法の中でいろんな施設のバリアフリー化を目指すということで目標を定めて取り組んでおるわけでありましてけれども、先ほどの施設のところでiの旅客施設の話と、それから、vの建築物のお話をご紹介いたしましたけれども、それ以外にも、道路、路外駐車場、特殊公園など、さまざまの施設のバリアフリー化について目標を持って進めておりますので、当然その目標に向かったフォローアップも行われるわけでありましてから、その際に入手できる情報なんかというのも可能なものはどんどん提供していくべきではないかというふうな提案でございます。

29、30ページには、今ほど申し上げた3つのデータに関して基本的な考え方をお示しましたが、ご説明の中、あるいは、委員長の議論の中で出たお話がほとんどでありますので、説明は割愛させていただきます。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

ということで、その他というところでハザードマップとか、国土計画をつくっていく上でいろいろ集めているとかいうようなデータに関してのオープン化も可能であるという話が出てきましたけど、これに関して、委員の方からご意見をまずいただきたいと思いますが、田中先生、ハザードマップ、どうぞ。

【田中委員】 例えば地震のハザードマップ基礎となるのボーリングデータは、これは都道府県市町村も持っていらっしゃるんですが、民間が持っていらっしゃるんですね。そこで、防災科学技術研究所が相当頑張っているということで、そこからオープンデータ化していくということなんかもここになります。

利用に関して言うと、実は市町村のハザードマップってやっぱりマップ化が補助の条件になっていることもあって、マップになるんですね。なので、我々、ソフトをつくる時に結構、緯度経度に直すのが大変だということで、どこかで標準化していただくと幸いです。

【坂村委員長】 人間の目で見えるように変えられてしまって、コンピュータで処理するのに適当な形になってないわけですね。

【田中委員】 そうですね。標準化というのはどっかでやっぱり議論しなきゃいけない。

それから、3番目はハザードマップに関しては基本的には国と都道府県が基礎データを出しているもので、市町村はどちらかというとその情報を受けてマップ化をするということになるので、国、都道府県がかなり主導的に動けるとお思いますので、わりと可能性があると思います。

【坂村委員長】 わかります。だから、加工しないで直接出して欲しいと、直接みんな出せばいいんですよね。

【田中委員】 そうそう、そういうことです。そういうことだと思います。

【坂村委員長】 データを出せばいい、データのレベルでね。ありがとうございます。

ほかにはどうでしょうか。何かご意見ございますか。ハザードマップの話とか、いろいろ。あとは、国土計画を立てるときのデータというのも、出してほしい。というのは、こういうようなものと、ハザードマップとほかのデータとあわせることにより、データをマッシュアップする、連携することによって、今まで見えなかったことが見えてくるとか、そういうこ

とがあるので、これはもっと可能性がありませんか。

【国土政策局】 いや、昔つくっていたものは、土地利用とかは地理院の地図なんかからつくってましたので、わりとライセンス的に問題がないのが多いんですけども、最近予算も限られている中で、避難所とか役場とかのデータの整備を要求されていまして、その部分というのはどうしても民間が既に集めたデータなんかをもとにしてつくっているの、すぐにライセンス的には出せないんですけども、今、非営利目的とか、そういった形ではなるべく出そうとしてますので。

【坂村委員長】 私は少し協力しているから知っているのですが、国土計画を立てたり、国土のランドデザインをやるときに結構いろいろデータ集めていますよね。

【国土政策局】 ああいうために使うのは構わないですけども。

【坂村委員長】 構わないですか。

【国土政策局】 はい。

【坂村委員長】 いやいや、いろいろ計画、データをお集めになっていると思うので、あれを紙の形じゃなく出してほしいなという感じがするので、差し支えないものはこちらに入れて出していただけたらと思うのですが。

【国土政策局】 そういう意味で言うと、国土数値情報もあるんですけども、計画をつくるためにいろんな計算をして、例えば時間圏域の図とかいうものをデータでももちろん全部持っているの。

【坂村委員長】 持っている？

【国土政策局】 むしろそういうものを出すと、皆さん、使っていただけるかなと。

【坂村委員長】 そうですよ。

【国土政策局】 はい。

【坂村委員長】 ぜひ。そういう方向で進めていただきたいです。

【国土政策局】 私は計画の部署を離れてしまったのですが、一部は人口推計のメッシュのデータとかはもう既にランドデザインのときに出しましたので。

【坂村委員長】 そうですね。人口がどのような分布になっているかなどはこれは結構重要ですよ、いろんなことを考えるときに。ぜひ積極的にオープンデータ化していただきたい。

【国土政策局】 はい、わかりました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

というようなことで、もうここまで来たら、どこかでちゃんと国土交通省が発表なさって、これだけのデータを一挙に出すぞというようなことを言って、国土交通省オープンデータコンテストなんかを、正式に毎年これが普及するまでやるというのはいかがですか。この前、麻生財務大臣と話したときに、税金で賞金は出せないのかというようなことを言ったら「税金で賞金、いい語呂だな」とおっしゃって、財務省に検討させようと、そういうふうにおっしゃっていたから(笑)。いや、どうなるかわかりませんが、そういうようなことがあると、もっとオープンデータが普及するのではないかなと思います。

せっかくオープンしても周知しないと、またせっかく公開しているのにわからないというのも何ですので、せっかくこの委員会でこういうことをやったので、だんだんまとまってきたわけですから、ぜひ国土交通省にお願いしたいのは、どこかでまとまった段階で、「国土交通省オープンデータ」というようなことで、これだけのものを出せるんだ、有効利用するといろんなことができる、というようなことを広く言っていただいて、オープンデータ化のイニシアチブをとっていただけたら、ありがたいと思いましたので、ぜひよろしくお願います。

それでは、またあと、何かご意見あったら、最後をお願いするとして、議題(3)にいよいよ入りますけれども、これは国土地理院、お願いいたします。

【国土地理院】 国土地理院でございます。「地理院地図の取り組み」についてご紹介をさせていただきます。入っていますかね。

すみません、ページめくっていただきまして、「基本測量に関する長期計画」と上に書いてある資料があると思います。国土地理院はこの基本測量に関する長期計画に基づいて仕事をしてございます。この新しい長期計画、東日本大震災等のことを受けまして、今年の4月に策定をしたものでございます。

背景としてはその地震のほか、インターネット上の地図等のデジタルデータが非常に使われるようになってきているという、そういうことを背景にしてございます。下側に柱が赤と青で書いてあります。2つございますが、赤いほうはその地図データの整備と地理空間情報の整備、提供にかかるもの。この中にはもともとなる電子国土基本図の作成であるとか整備であるとか、そういったようなことが書かれてございます。

青いほう、これが地理空間情報をもっと使っていただくためにするために行うような施策ということで、この中に地理院地図であるとか、あるいは、地理院地図3Dという3次元

対応したものが、これは後ほど紹介いたしますけれども、ございますけれども、こういったようなもの、それから、それを進めていくための産学官の連携であるとか、そういったようなことが盛り込まれているということでございます。

次に、ページ、2ページ目に「地理院地図に関する取り組み」、地理院地図は従前、電子国土と呼んでおったものでございますけれども、これも枠として左側が赤、右側が青というふうになっております。国土地理院のほうではその地図の情報の整備、あるいは、空中写真の提供といったようなこと、それをオープンデータとして提供するというようなことをやっているというふうなことでございます。

これによって、いろいろな業界やユーザーがいろんな形で使っていて、民間サービスの地図の更新であるとか、あるいは、自治体であるとか、あるいは、国の機関であるとか、これももう地理院の地図、地図データを使ってサービスを行っているというふうなことでございます。

また、左側、赤いところの下側に地理院地図による提供というふうに書いてございます。地理院はデータは出しているんですが、サービスもオープンソースを使った地理院地図という形でこのデータをサービスを提供して、インターネットを通じて誰でも地理院のデータにアクセスできるような、そういう仕組みをつくっているということでございます。

スライドの3枚目にそのあたりが少し詳しく書いてございます。インターネット上で良質な地図を提供するために、4つの戦略を用いて追求してまいりたいと思っております。

一番上が、先ほど来出ておりますオープンデータ戦略ということでございます。政府のオープンデータ戦略に準拠した形でウェブで地図データを提供しておりますので、我々が配信する地図データをいろんな形でいろんな人たちが使っていただけるというふうなことになってございます。

また、2番目がクロスプラットフォーム戦略ということで、新しい地理院地図では業界標準的な方法で提供しておりますので、いろんなプラットフォームで活用することができます。これも後ほどご説明いたします。

3つ目がパートナー戦略ということで、国土地理院だけが技術開発をするのではなくて、アプリをつくれるようないろんな民間も含めたパートナー様、現在、100人ぐらいの方がパートナー登録していただいておりますけれども、そこでの情報交換や意見交換を行って、良質なものを提供しようとしているところでございます。

最後のオープンソース戦略でございますけれども、地理院が提供する地理院地図という

サービスはオープンソフトウェアからつくってありますし、つくったものもオープンソフトウェアとしてGitHubを通じて公開して、誰でも改良して使っていただけるような形で提供しているということでございます。

4枚目にそのあたりのことについて、民間との関係について書いてございます。国土地理院は基本的に正確で新鮮な地理空間情報のデータを提供するという立場でございます。また、活用サービスのソースも提供してございます。それに、API等の最新技術については民間の企業に期待をして、これと相乗的に行う、あわせることによって、専門的な技術を持ってないような方でも、あるいは、一般ユーザーの方でも自治体の方でも高度なサービスを活用できるようになると。また、事業者の活性化にもつながるのではないかとこのように考えてございます。

下に2つ絵が描いてありますけれども、地理院地図掛けるGoogle Maps APIと書いてあるのは、これは民間の方がグーグルマップを見るのに使うAPI、グーグルさんが提供されているAPIを使って地理院地図を見ることが、扱うことができるというサイトを構築しているという、こういう事例でございます。

右側が地理院地図をやはりヤフーのAPIを使って提供しているというサイトを一般の方がつくられているという、そういう事例でございます。下のほうに、組み合わせ可能であることによる実証されているソフトウェアの技術の例といたしまして幾つか書いてございますが、例えば3Dプリンターであるとか、あるいは、CADデータですね。建設とか土木で使われているCADデータのCADのソフトウェアの背景として地理院の地図のデータを使うことができるようになってきている。これもオープンで標準的なやり方で提供しているということのご利益の一つでございます。

続きまして、5ページということでございます。最近の少し改良した部分ということで、2つほど上げてございます。

1つは3D対応ということで、地理院地図から3Dデータを扱えるようになりました。3Dがぐるぐると鳥瞰図みたいなものを回すことができますし、それから、3Dプリンターへの出力なんかも行えるデータを提供しておるところでございます。これは昨年8月の広島県の土砂災害等でも活用されたところでございます。

それから、今年の1月8日にタブレット・スマホ対応ということで新しいOSでの、新たなOSでの地理院地図の表示ができるよということにリニューアルをしたところでございます。

最後でございますが、地理院地図パートナーネットワークという、こういうような会議を持ちまして、地理院地図を応援して下さるいろいろな方々、特に民間で開発をされているような事業者様、こういうような方と意見交換を行いまして、今後、この我々の技術の向上、提供の向上に向けてつなげてまいりたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

【坂村委員長】 ありがとうございます、どうも。

基本的に国土地理院の地図は以前から基本的にはオープンで、みんながこれを使っているわけで、グーグルマップでも結局はこれがベースになっているわけですね、大もとの大もとはね。

【国土地理院】 はい。ありがとうございます。

【坂村委員長】 それで、最近はそのIT、ICT時代に向けて、もっと使いやすくするように、いろんな活動をなさっているというご紹介をいただきましたが、これに関してご意見、委員の方から何かございますか、どうぞ。

【竹中委員】 意見というか、また感想なんですけど、何かわくわくしません？ すごく。ねえ。やっぱり国が動くことのすごみというのをすごい今回感じているんですね。

それで、私、阪神・淡路、経験したときには、まだそのハザードとかマップとかいうイメージも全然なくて、あれ以降にやっとインターネットが日本にも上陸したじゃないですか。携帯を多くの人々が持つようになって、今回の4年前のやっぱり震災では帰宅困難者みたいな、今までではちょっと想像できなかったような被災の形もあらわれて、それで、帰宅マップみたいなのが販売されたりすると。それがまた紙だとなかなか持ち歩くのが大変でいつもポケットに入れているわけじゃないんだけど、今、スマホのようになって、ほとんどパソコンがそのままポケットに入っているような状況になった中で、今、オープンデータでそれがどれだけ個人ユースの手元に届くかというのはやっぱりすごい時代になったなと思うんですね。

特にすごいのは、今、障害のある人とかお年寄りを、そうじゃない人が助けるためみたいな議論があるんだけど、私ら体験から言うと全然別で、電動車椅子にスマホを積んでる子が情報を持っていて、ぴゅっぴゅっ、ぴゅっぴゅっ走り回っていて、私ら、わからんとき、その子に教えてもらうとかいうの、そういうの、しょっちゅうあるんですね。それから、おじいちゃん、おばあちゃん、困ってるときに、子供がちゃっちゃと使って教えてあげるとかね、なんぼでもあるんですね。

つまり、情報を持っているということと、それを発信できる人が障害がない人で、それができへん人が逆に障害があるみたいな、不思議な状況になっているんだけど、でも、そういう意味では、みんなが助け合いができるということと、それから、もう一つは、情報量によってやっぱり有料のものとかありますよね。でも、それも情報を得ることはもう以前のようにただではなく、やはり必要なものにアクセスするためには幾ばくかの費用を払うんだということも、やはり皆さん、だんだん理解するようになってきて、しかも、いい情報をもらうときには、少し値段が高くてもそれを出すと。それもその値段というのも、それがいろんな企業努力によって大体ここら辺が納得できる金額だろうというようなことももうコンセンサスが得られるような時代になってきた中で、今回、こういうふうオープンデータと組み合わせてというのは、非常にほんとにわくわくしながらお話を。

突っ込み出したら切りないし、どこまでやんねん、やらんかい、みたいに言う人もいるかもわからないけど、そんなら、おまえ、やれやみたいな話で、できるところから順番にみんなやっていきましょうというこのコンセンサスが今できているというのは、改めてすごいなと思いました。

先ほども言われたように、オリンピック、パラリンピックまでと言わず、それ以前に、とにかくできるところから順次やって、どんどん発信していくというふうになればいいなと、末端ユーザーの一人として思います。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

ということで、国土地理院に続けてやっていただくのと、また、こちらのオープンデータ化とあわせて、ぜひまたご協力、よろしく願いいたします。

ということで、大体この資料3まで終わりました、いよいよ4番目の議題です、提言です。ところで、この提言を出すのはいつ？

【総合政策局総務課政策企画官】 本日ご議論いただきまして。

【坂村委員長】 速やかに？

【総合政策局総務課政策企画官】 速やかに。

【坂村委員長】 速やかに——ということなので、ここはもう最後のまとめみたいなものになってくるんですが、提言の案に関してちょっとご説明いただいて、ご議論いただくと。まとまらなかったらこちらにご一任いただいて、それで、またもう一度再度、委員の方に説明してということになります。・・説明をいただいてディスカッションをしたいと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

【総合政策局総務課政策企画官】 それでは、お手元の資料4に基づきまして、提言の案のご説明をさせていただきます。

提言、長文でございますので、それぞれの項目ごとに先に四角をつくって概要を書いておきますけれども、実際の提言はこの四角の部分をとって、文章のところのみになりますが、今日説明用のために四角を書いておきますので、まずもってお断りさせていただきます。

構成としては1.に「はじめに」がありまして、2.で「オープンデータの必要性」、3.でオープンデータで何ができるんだという可能性と役割、4.で、先ほどご議論いただいた「オープンデータへの取組」ということでどんなデータがあるんだろうと、5.でその他オープンデータとあわせて進めるべき事項があつて、6.で「むすび」という構成にしております。それぞれについてご説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」でありますけれども、これは第1回、第2回の議論の中でも皆さんにご意見賜りました。まずもって、この施策の基本的な考え方は、冒頭書いてありますけれども、あらゆる人が社会に参画して活躍ができるユニバーサルな社会をつくっていくためには、その最も基本的な行動である移動というものを誰もが自由に自律的に移動できる、そういう環境を整えていくことが必要であるということを最初の段落で記述しております。

そして、また、最近のICTがどんどん進む中で、専ら健常者の方々に対する移動を支援するサービスというのがビジネス、民間のビジネスベースでできていますけれども、障害者の方ですとか高齢者の方ですとか、あるいは、災害時ですとか、そういうビジネスになじまないような領域においても、やはり公的な支援もはじめ、社会全体でそういった支援環境を整えていく必要があるというのが2つ目のパラグラフであります。

3つ目は私ども国土交通省がこれからも皆様方のご指導もいただきながら、移動、歩行者の移動支援というものを進めてきましたけれども、さらに近年のICTの進捗を踏まえて、ICTを活用しながら新たなステージに進めていくべきではないかということでもあります。

4つ目に、先ほど来お話に上がっていますオリンピック、パラリンピックの開催が決定したので、それを大きな節目、目標として進めていくべきであると。最後に、この提言の性格として、ICTを活用した歩行者移動支援サービスを進めるためには、オープンデータでやっていくことがいいので、その必要性や可能性、あるいは、そのための国をはじめとした関係者の果たすべき役割をまとめたものであるというふうなことが1.の「はじめに」に記載しております。

続きまして、2.「オープンデータの必要性」であります。これは第1回の会議のときに皆さんにご議論いただきました。オープンデータとか歩行者の移動支援をするサービスをするための基本的な要素として、位置を特定する技術と、そして、そのサービスを受ける情報の端末と、それから、さまざまなデータ、今日もご議論いただいたいろんなデータ、そういった3つの要素で構成される中、まず、位置を特定する技術は屋外についてはGPSでおおよその位置がわかるようになっておりますし、また、屋内ですとかGPSが届かないような領域では、今、準天頂衛星ですとか、あるいは、屋内の測位技術などを官民が挙げて開発をしており、また、今後それが精度も上がるし、範囲も広がっていくであろうと。

それから、情報端末につきましては、これももう皆さん、実感されておりますこのスマートフォンやタブレットというまさにモバイル端末が普及して、誰もが使える環境が整いつつあるので、こういったものを使うことでサービスの提供を容易にしているのではないかと。

一方で、やはりデータについては、これも何度もこの会議でも説明しましたが、サービスを提供する事業者みずからが収集して整備しなければならないという環境にありまして、それがサービス提供の大きな課題になっているというふうな現状認識を示した上で、そういった隘路を打開するために、まさにオープンデータの取り組みというのが効果的ではないかというふうなことを書いております。オープンデータでデータを誰もが利用できるような環境を整えることによって、多くの人がいろんなサービスを提供することになって、みんなで支え合いながらユニバーサルな社会ができていくのではないかと、そのようなご提案を2.ではしております。

3.に移りまして、「オープンデータの可能性と市町村の役割」と書いております。これが本日の議題の(1)でもご説明をいたしましたとおりでありまして、いろんなデータが二、三年前から出始めている中で、そういったいろんなデータでこれに基づいて開発されるサービス、アプリケーションの中には、歩行者の移動を支援するようなサービスも多く含まれてきていると。こういったことを見ていると、今後ともデータを公開していくことでさまざまなサービスが出現する期待をうかがわせているということとあわせて、引き続き、やはり国が率先してそういう環境をきちんと整えていくべきではないかというふうなことを書いております。

それ以降、先ほど会議で説明しました鯖江市ですとか横浜市ですとか会津若松市の事例をご紹介します、それらから得られた知見といたしまして、やはり、会議でも説明しまし

た市町村の役割というのは非常に重要なんだけど、従前のように課題の把握からサービス提供まで一連の多様な役割をひとえに担うのではなくて、市町村はデータを公開したり、そして、それを利活用するきっかけをつくるようなところに重点を置いて取り組んで、サービス提供のところはいろんな主体に委ねるほうが効率的であるし、多様なサービスも出現するのではないかというふうなことを記述をしております。

それとあわせて、3.の終わりの4行でありますけれども、これも会議で説明いたしました、歩行者移動支援サービスを、そのサービス単体で提供することなく、いろんなサービスと連携しながら、場に応じて、その場、その場で適切なサービスと組み合わせて提供することも効果的であるというふうなことが3.の終わりに書いております。

4.は「オープンデータへの取組」でありまして、先ほどの議題の(2)で説明しましたいろいろなデータがあるという中で、やはり国がまず率先してデータを公開していくべきであるというふうなことを書いております。先ほど説明したように、施設に関するデータ、移動に関するデータ、その他のデータと分けておりますけれども、施設のデータに関しましても既に持っている情報というのをやっていくし、それにならって、都道府県や市町村も一緒にやっていくということが望ましいんだと。

民間団体等が管理する施設データ、6ページになっておりますけれども、につきましても、オープンデータ担当局とバリアフリー担当局が連携するなどして、いろんな施策で集められる情報というのが民間のデータのほうにありますので、そういったデータも公開に向けて進めていくべきであるというふうなことを記述しております。

また、移動に関するデータにつきましては、公共交通のデータというのは民間が持っているものが多いので、民間の取り組みと連携しながら進めるべきであるし、道路や通路に関するデータにつきましては先ほどの議論のとおりでありまして、出せるものはもちろん出せますし、また、今後、ネットワークデータの作り方についてはさらなる検討が必要ではないかというご提案であります。

その他のデータとしまして、ハザードマップに関する情報ですとか、国土数値情報、こういったものも、先ほどご説明したとおり、積極的に提供に向けて取り組んでいくべきであるというお話を書かせていただきました。

5.は、そういうオープンデータ環境の整備とあわせて、ほかに取り組むべきことがまだまだあるということで留意すべき事項を並べております。まず、(1)に「場所情報インフラの共有化」と少しわかりづらい表現にしておりますけれども、特に屋内空間なんかで提供、

位置を特定するためのビーコンですとかタグですとか、そういったものの共有化に向けた取り組みが必要であるということを書いていますけれども、その前提として、そもそも歩行者移動支援サービスというのを提供するには、先ほど申し上げましたように、さまざまなサービスと連携しながらやるのが効率的であるし、そういうためには、データにしてもインフラにしてもアプリケーションにしても、さまざまなサービスに利活用できるような互換性ですとか相互利用性というものを意識しながら進めていくことが一般論として重要であるということをお示しをして、とりわけ、先ほど言いましたそういう屋内のビーコンですとかタグ、こういったものの共有化というものは、これ、既にいろいろなところで、今日も午前中は東京駅の会議もありましたし、ほかにも渋谷駅ですとか、今後、羽田、成田なんかでもそういう活動が始まると聞いておりますので、とりわけこういうものについては早急に検討を進めていく必要があるんじゃないかというふうなことを示しております。

(2)の基盤地図につきましては、先ほど地理院のほからご説明がありましたように、その地図情報について誰もが利用しやすい形で整備・提供する、あるいは、地方公共団体や民間企業等がその基盤地図を活用する仕組みなんかを整えていくべきであるということをお示ししております。

また、あわせて、(3)、(4)は成功事例をきちんと皆さんに紹介していくということも大事だし、(4)はロードマップをきちんとつくってやっていくということでありまして、同じ資料の14ページのところに、ロードマップ、これ、第1回の委員会で皆様にご議論いただいたロードマップ、オリ・パラに向けて、その3年前にはしっかりプラットフォームをつくっていかうねというふうなことでありましたけれども、まさに今回の取り組みも、1年でできましたガイドラインの改訂、本来、27年度に行うものを26年度に今回やる予定でありますので、全体を少し前倒しした行程にさせていただいております。そういったことで、すみません、8ページに戻っていただきまして、そういう取り組みの事例をするということでもあります。

最後の「むすび」であります。これは前回の委員会の終わりのほうで皆様からご議論いただいたことを書いておりますけれども、やはり少子高齢化が進む中で、今までの仕事のやり方、行政の進め方、全てをひとえに担うというやり方では限界が来ているので、みんなで助け合いながらやっていく必要があるのではないかと。まさにオープンデータというのはそういう支え合いながらやっていこうという思想でやるものであるから、しっかりとそういう考え方でやると、大きな行政のパラダイムチェンジでもあるというふうな言葉もいただ

きました。そういうことも書いております。

そういう行政全体の進め方の変革とあわせて、歩行者移動支援施策についても、これまでの蓄積された知見も生かしながら、本提言を契機として、オープンデータの考え方でみんなでやっていくと、そういう方向で進めていくことを期待していると、そういうふうな提言として案をつくらせていただきました。

ご審議、よろしくお願いいたします。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

ということで、この提言を出すということですが、今まで1回目からの議論はかなり取り込まれて、一言で言えばオープンデータ化が非常に重要なキーで、積極的にこういうことをベースにして歩行者移動をやるべきだと。何回も言われていますけれども、国だけでもできないし、民間だけでもできないので、みんなで協力するような方法、方策でこういうものをつくっていくべきじゃないかということにまとまっております。

いろいろ細かいことでも何でもいいので、ご意見あれば、委員の方からいただきたいと思えますけど。どうぞ。

【古屋委員】 ありがとうございます。ちょっと碎けて申し上げますと、1.番から5.番目までを拝見してますと、データ保有者の責務みたいな形が、こうしなきゃいけない、こういうふうにすべきという形でかなり自分自身、みずからに厳しいコメントをかなり書かれているのかなという印象があって、例えばそのデータを活用する方とか利用するユーザーとかというのはどこに書いてあるのかなというふうに読んでいたら、6.番目の「むすび」で、大きなパラダイムシフトで、お互い助け合いながらやっていきたいと思いますという、そういう書き方になっているので、非常にデータを持っている保有者と、それから、お互い連携したいと思いますというので、何ていうんでしょうか、バランスがとれているんじゃないかなというふうに思いました。

1つ、もしつけ加えることが可能でしたら、データを実際に活用していったりアプリをつくっていく、そういう活用される主体に対して、もうちょっとこういうふうには例えばお願いできませんかとか、こういう面をフォローできませんかという、何かそういう、何ていうんでしょう、活用者に対しての何か留意点みたいなものというのを、もし書き加えられるのであれば、何かないかなというふうに、説明を聞いていて思いました。

例えばなんですけども、ちょっと奈良の橿原市に行ったんですね。そこは実はこの歩行者移動支援のアプリケーションをつくっている場所だったんですが、私、失念して、現場に行

ったわけです。そこまでずっと検索を見ていて、樫原は何の情報も出てこなかったんですね。市役所のものしか出てこなかった。やっと現場に行ったら、そのアプリケーションを開発されていますというのを現地で知って、あ、ここ、やってたんだ。そうすると、一生懸命アプリを開発してくれるんですが、いざ探そうと思うと、現地に行くまでわからない。

なので、多分その活用者の方は自分のフィールドをカバーしたらいいという、そういう意識だったと思うんですけども、例えばユーザーの方にとっては、行く前に知りたいなとか、それから、アプリケーションじゃなくてウェブベースで何か知りたいなという、多分ユーザーを、何ていうか、ユーザーの使いやすさなんかも考えてもらおうと、もっと活用してもらえんじゃないか。

それから、先ほど先生がおっしゃられた防災面とか、それから、外国人というような非常にユーザーとしては数は少ないんだけど、ICTの利用には非常に大きいところもある。そういうユーザーなんかも意図すると、もっといろいろ使い勝手があるんじゃないか。

そういう意味で、データを活用していく方々にはこういう面を注意しておいてねというふうな形で書くと、さらにもっと使ってくれるんじゃないかなという気もしたものですから、ぜひデータの所有者の責務、それから、お互い頑張りましょうのほかに、もし使ってもらえるんだったら、こういうところも気をつけてねという、そういう書き方というのはできないのかなど。

ちょっと思いつきで申しわけありません。よろしくお願いします。

【坂村委員長】 ありがとうございます。つくったものが使われないともったいないですから。これはPRの問題もありますよね。

【古屋委員】 そうですね。

【坂村委員長】 せっかくアプリケーションがたくさん出てきても、どこにあるかわからないというとなんか使えないですね。

【古屋委員】 そうですね。

【坂村委員長】 だから、そういうようなことに対しては何か一言加わえられないか、考えていただいと。

ほかにはどうでしょうか。どうぞ。

【森委員】 大変しっかりおまとめいただいたと思います。私も古屋先生とわりと近い意見でして、提言としてはオープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進だと思いますので、オープンデータの部分とその歩行者移動支援サービスの部分があるというこ

とかなど。

そうだとしますと、全体的にオープンデータのことはたくさん書いていただいているんですけども、その歩行者支援サービスの普及促進が5.になっておりまして、ここでもう少しその歩行者移動支援サービスの普及促進をもうちょっと書き足していただいたほうがいいんじゃないかなと思っております。

具体的には、古屋先生がおっしゃったようなことと同じなんですけれども、アプリならそのアプリを目立つところに置いてあげるとか、アプリコンテスト、既に地理院さんとかメトロでされていますけれども、アプリコンテストのことですとか、あと、もしかしたら、そのアプリ開発の一般的な情報、それはディベロッパーズサイトとかに書いてあるのかもしれないんですけども、ちょっと私、別のところで最近、自治体アプリのかなりの割合でプライバシーポリシーが書いてないということをちょっと仄聞したことがありまして、そういう、何ていうんでしょうか、アプリ、これは自治体でも民間事業者でもそうですけれども、アプリ、一般の要求事項に関する情報提供みたいな、歩行者移動支援サービスでアプリをするんだったら、こういうことに注意しましょうとか、つくったらこういうところに載せてあげますよと、多分、一般的な要求事項としては、セキュリティとユーザー情報の取り扱いの2点だと思います。多分、自治体については基準が既に公表されていると思いますけれども。

そういうことを5.のところに、オープンデータを使って歩行者移動支援サービスをする人たちに向けて、こういう手助けをしますみたいなことをちょっと書き足していただいたらいいんじゃないかなと思いました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。歩行者移動支援に関してはもうずっとやってきたので、何か常識みたいになってしまって抜けてしまうところがあるのではないかと思います。オープンデータはこの委員会では最近の話題で、ここ10年間ぐらいやった中で最後のほうになって出てきた話なので、特に詳しく書いてあるのですが、最初のほうで言っていたようなことも、もう一度書いた方がいいと思います。

例えば、障害をお持ちの方というのは100人いたら100人みんな違うリクエストを出して、そういう方に対してのアプリケーションを行政が100個つくるのは大変だけど、オープンデータ化することで、できる人が100人出てくれば対応できる。例えば具体的に言うと、車椅子に乗っている人は階段は登れないから、そういうところを避ける誘導をしなければいけない。でも、例えば視覚障害の方だったら、そこは通れる。

だから、そういう多様性をサポートするとなると、一個一個アプリケーションをつくら

非常に大変。やっぱりNPOをはじめとして、助けてくれる人たちみんなでそういうアプリケーションをつくれるようにしないと、そこを国とか市町村が全部提供するなんてとてもじゃないけどできない。だからという前提的な説明がちょっと入れれば、何かもうちょっとわかってくるかなとか。その歩行者移動支援サービスというのは具体的にどういうことなのかというのは、今言ったように、それが高齢者だったら、例えばエレベーターがあるところに誘導するとかですね。

そういうような説明が書いていなくて、いろんなアプリケーションがつけるといいなとなると切実感が代わらないので、何かそういう前提をわかるように少し書き入れれば、それが、先ほどの古屋先生の話も、今の森委員の意見も全く同じだと思うんですけど、ユーザー視点をもうちょっと入れたほうがいいというようなことかなと思いました。

そういう前提が会って、その実現のためにオープンデータがないとだめなんだと。

何か、どうぞ。

【田中委員】 今までわりと大所からのご発言だったんですけど、すごい細かい話でいいですか。

【坂村委員長】 どうぞ、どうぞ。

【田中委員】 1 ページ目の3段落目で「社会経済活動の前提である移動をあらゆる人が自由に」と、「自律的に」という大変格調高い文章で始まっていいんだと思うんですが、その最後は「公的な支援をはじめ社会全体で支援環境を整えていく必要がある」とありますが、日常と一緒にやらなきゃだめだというデュアルユースのここでの議論をやっぱりここで少し触れておいたほうがよいのではないかと。日常との連携も図りながらというようなことが1つ要るんじゃないかという気がしました。

それから、2番目が、2ページ目の下から2つ目に、これ、「多くの人の参加の下」ということでわかる、読み取れるんですが、もともとここのチャレンジとか、そういうところから始まっていますので、当事者という言葉が適切かどうかかわからないですが、「当事者も含む多くの人の参加の下」というと、何か少し利用者の広がりも見えるし、もともとの趣旨が明確になると思います。

【坂村委員長】 当事者も含めてということですね。

【田中委員】 はい。

それから、これはちょっと感想なんですけど、4ページ目の一番下で、「市町村の役割は」ということで、今後の方針として、データを提供し、利用してもらうほうが中心だよと書か

れているのですが、最初のChallengedや高齢者などには民間になじまないと言っているあたりで、1ページ目の先ほどの部分と若干ちょっと関係が読み取りにくいので、公的な支援をしますとか、今、坂村先生がおっしゃったNPOを使いますとかいうことなんだと思うんですが、その点を補っていただくほうがわかりやすいかなという気がしました。

それから、これはちょっと事実関係をご確認をいただければと思うのですが、先ほどもちょっと言わせていただいたんですが、6ページ目のハザードマップで、ハザードマップについての、マップをつくるのは確かに市町村なんですが、市町村は地震以外は基本的にハザードの評価をやってない。津波も火山も、それから、もちろん川に関しては国管理、都道府県管理ですから、その管理者がハザードマップの基本的なデータをつくっていますので、ここは国、都道府県というのが入れたほうがいいと思いました。

【坂村委員長】 ちゃんと入れたほうがいい。

【田中委員】 ただ、ちょっと国、都道府県、市町村はとやると、若干ちょっと日本語にならないので、1つ工夫をいただければというふうに思います。

これ以外にも、例えば難病の情報というのは県しか持ってない、都道府県しか持ってないですね。市町村は持ってないですね。そういう保健所関係のものというのはやっぱり全部の基礎自治体が全部持っているわけではないので、その辺は少し確認をしていただければというふうに思いました。

それから、7ページ目の5行目、上から5行目で、「コードで統一的に表現されることが望ましい」ということで、「望ましい」というので、もう一步この委員会で踏み込むかどうか。何かそういう仕組みをつくるとか、何か簡単にマップから緯度経度を読み取れるように何かできないのとか、何かそういうような仕組みをつくるという表現まで踏み込むことがいいかどうかは座長にお任せいたします。

【坂村委員長】 はい。

【田中委員】 あと、今、森委員、古屋委員の話ともちょっと絡むところだと思うんですが、8ページ目の(4)、「ロードマップの作成」のところに、これ、オリンピックが出てきているので、これはこれでよいんだと思うんですが、何か一言、「ユニバーサルな社会を目指す精神のもと」とか入れといていただけると、何か先ほどのご懸念も大分緩和されるんじゃないかという気がしました。

以上、非常に細かいことばかりで恐縮ですが。

【坂村委員長】 ありがとうございます。細かいことが今、重要です。もうじき出そうと

いう段階ですから。「2020年オリンピック・パラリンピック」と言わないで、よく国で使っているのが「2020年を見据えた」とか何とか言ってますよね。総務省が担当しているICT関係での国のオリンピック対応を決めるのに「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」とかいう言葉を使ったり、あと、オリンピック・パラリンピックだけで終わるのでないということで、「レガシーが重要だ」というようなことを言っています。具体的に言うと「オリンピック・パラリンピック」がターゲットだけど、その後、それだけでおしまいというイメージを出さないほうがいいなということで、ずっと我が国のインフラになるのだというふうにしたほうがいいなと思いました。

それから、今、田中先生もおっしゃったように、場所情報インフラのこととコードのことに関しては、もう少し踏み込んだほうがいいなと思っていて、去年の暮れに日本学術会議がこの場所コードに関して、提言を出しています。私も日本学術会議に関係しているので、日本学術会議の提言で「場所情報コード」が重要になるというようなことを言っているの、それなりの重みがありますから、そういうものもここに入れてもいいのかなというようなことを思いました。

あと、細かいことは先生もいろいろと言っておられましたが、僕はハザードマップのところがすごく気になったんですが、やっぱり川の氾濫とかほかの災害——地震だけじゃなくて、ほかにもいろんな災害があるんで、ちょっと誤解なく全部としたいです。

【田中委員】 川は市町村管理ということはない、ほとんどないので、やっぱり国か都道府県が管理していますので、そこはつけてほしい。というか、すみません、ご専門家を前に、失礼しました。

【坂村委員長】 その辺のところをちょっと緻密に書いたほうがいい、これは国土交通省だから書いたほうがいいかなと思いました。

竹中さん、どうぞ。何か一言。

【竹中委員】 この提言内容とちょっと外れるんですけど、実はニューヨーク州、ニューヨーク市か、が車椅子のマークをチェンジしたんですよね。それがすごい世界的に好評で、私、自分のブログとかFacebookなんかにも引用させてもらったんですけども、今回のこのプロジェクトでは、ぜひこういうマークを車椅子のマークとして採用していただきたいなと。

今、日本の車椅子というのは誰かに車椅子を押してもらうパターンの車椅子の図なんですよね。これはその車椅子の人自身がアクションを起こしてというか、アクティブに動いているという図なんです。ちょっと見えにくい。見えます？ ニューヨーク市、車椅子マーク

とかで。それは、じゃあ、押してもらって車椅子の人のことを無視するのけとか、また突っ込みが入るかもわかんないけど、そうじゃなくて、この私たちのプロジェクト、このプロジェクトというのは車椅子に乗っていてもアクティブに行動できる、自分から移動する、場所も移動する思いも何か自律的にやれるんだよということをこのマークであらわしているって思うんですね。

ですので、文章としてももちろんそういうことが込められているのを、すごく読んで私もうれしかったんですけど、ぜひ使われるマークもこのマークにさせていただくと、提言がより提言したい内容とか思いが伝わるのではないかなと思いました。すみません、後でちょっと皆さん、見て。

【坂村委員長】 ありがとうございます。ちょっと文字ばかりでなく、ビジュアル的にもという話ですね。この委員会で決めたことをやっていこうといったときに、何か今の竹中委員の意見がすごくいいと思ったのは、何かマークとかそういうところにも気使って、そういうものによって、最初のほうで古屋先生のほうからもあったように、つくったものをみんなが使ってくれなきゃしょうがないから、みんなに広める工夫をしましょうと。とにかくいろいろと今、森先生からも田中先生からもいろいろ出ているようなものをとにかく取り入れていただいて、ちょっと事務局、大変かもしれませんが、私が全部見ますので、最終的なものにしていきたいと思いますけれども、お任せいただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【坂村委員長】 ありがとうございます。

では、ご一任いただきましたので、事務局とよく相談しながら、修正しまして、またお届けしますけれども、提言としてできるだけ早く速やかに公開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そろそろ今日もうあつという間に時間が過ぎて、最後のほうになってきましたけど、技監、一言何かございますか。一言お願いします。

【技監】 いろんなところで歩行支援といいますか、アプリケーションも動き出したり、実験もたくさんやられておりますけれども、いよいよそういうものをまとめていって、プラットフォームというのか、何と申し上げたらいいのかよくわかりませんが、実用のほんとは動いていくもの、そして、そこにいろんな方が自由につけ足して発展していけるようなスタイルにとりかかるところなんだろうと思います。

そこまで技術も来ましたし、あるいは、スマホのようなものを個人が皆さん持つ時代にな

って、やっと10年前から先生方にご指導いただいている分野がいよいよ目の前に来ているんだろうなと思います。

そうなる前提の、あと、足りないところの急所をあと幾つか埋めてやるということが大事なんだろうと思いますので、今回この提言も取りまとめていただきますけれども、また引き続きご指導いただきながら、いよいよそういう段階に踏み込ませていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【坂村委員長】 ありがとうございます。事務局も頑張ってもらって、だんだん提言としてまとまりそうになってきました。技監も今日出ていただいて、この方針に関しては皆さん、大体もう間違いないという方針になってきたと思います。目的としてはこのICTを活用したユニバーサルな歩行者移動支援の仕組みをオープンデータ方式でつくっていく事。そのときに国は、国土交通省、イニシアチブは国土交通省がとり率先してこれやっていくようにしたいということで、目標とするターゲットは一応2020年には間に合わせなければいけないのですが、早倒しするのは全然問題ないので、国のアクションプランにもこういうものを入れるべきだというようなことを私も言いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。最後に何かその他で事務局のほうからございましたら、どうぞ。

【総合政策局総務課長】 はい。

【坂村委員長】 それでは、第3回目のICTを活用した歩行者移動支援の普及促進委員会を終わらせていただきます。どうも長い間、ありがとうございました。

【総合政策局総務課長】 長時間にわたり、有意義なご議論、ありがとうございました。

本日の内容につきましては、後日、委員の皆様方に議事録の案を送付させていただき、ご同意をいただいた上で公開させていただきます。また、簡潔な議事概要につきましては速報版として近日中に国土交通省ホームページにて公表いたしたいと思っております。

ほんとにどうも今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

— 了 —